

## 自己評価部会運営要領

令和3年7月1日  
制定

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人九州歯科大学認証評価委員会規則（平成21年3月19日法人規則第12号。以下「規則」という。）第10条に基づき設置する自己評価部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 部会の構成員は規則第10条第3項に規定する者とし、規則第10条第2項に規定する者を部会長に充てる。

(業務の範囲)

第3条 部会の業務範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自己点検評価のために別に定める方法によるアンケート実施と公立大学法人九州歯科大学内部質保証委員会への分析結果の報告に関する事
- (2) 学校教育法に規定される大学機関別認証評価受審のための自己評価書等の作成作業に関する事

(部会の運営)

第4条 部会長は、部会を招集し議長となる。

(部会員以外の出席)

第5条 部会長は、必要により部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(議事録)

第6条 部会長は、部会を開催したときは、議事録を作成するものとする。

(自己点検評価)

第7条 部会長は、毎年度1回以上、部会に付託された業務の進捗状況を評価するため、自己点検評価を行う。また、評価の結果について認証評価作業実施部会長に対し報告を行う。

(事務)

第8条 部会に関する事務は、経営管理部企画広報課において処理する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。